

はしがき

筆者は、これまで憲法学の分野から平和主義について研究を行つてゐるが、二〇〇七年頃から執筆・公表した論文（後掲の初出文献一覧）を、『平和憲法と永世中立——安全保障の脱構築と平和創造』というタイトルのもとで、現時点での知見を踏まえた加筆等による全体的な調整を行い、刊行するに至つたのが本書である。本書は二〇〇七年四月に刊行した筆者の前著『平和主義と改憲論議』（法律文化社）の続編でもあるが、本書がどのような憲法状況のもとで刊行されようとしているのかについて認識しておくことも必要と思われる所以、本書の構成や特色を述べるに先立つて、現在の憲法状況について言及しておくことにしたい。

前著を刊行した頃は、与党自民党の小泉政権につづく安倍政権で、それまでにない活発な改憲論議が展開された。改憲論議だけでなく、教育基本法の改悪、防衛省設置、海外派兵を本格任務に格上げする自衛隊法改悪、イラク特別措置法の延長、集團的自衛権行使容認等のための首相の諮詢機関設置、憲法改正国民投票法の制定などが行われた。しかし、このような国家主義的・保守主義的色彩の強い憲法政治を行つた安倍政権は、國民から敬遠され失脚した。それ以降の福田・麻生政権では、安倍政権のような強引なタカ派的政治は控えられたが、小泉政権以来顯著になつていた新自由主義政策による格差社会の是正問題に対処できず、自民党は二〇〇九年八月の衆議院選挙で、「国民の生活が第一」を掲げる民主党に敗北した。

最初の民主党政権である鳩山内閣は、自民党政権でとられてきた、格差社会を生み出す構造改革路線の修正（福祉政策の一部復活）や対米従属路線の修正（在日米軍基地の見直しなど）の方針を示したが、現実政治の壁に阻まれ実施不能になつたため、次期の菅政権は法人税引き下げ・消費税増税や日米同盟の深化といった現実主義路線に舵を切つた。しかし、それでも不十分だということで、野田新政権は、それ以上に支配層が期待する現実主義路線を指向している。自民党政権と変わらない憲法政治への回帰である。

それは、国民の生存権保障や非戦・非武装平和主義を重視する憲法の理念を否定することになる。平和憲法との関係でみると、次のような問題点ないし危険性が指摘できよう。

第一は、日米同盟強化である。対米従属路線を修正し対等な日米関係とアジア関係を重視する姿勢を示す鳩山首相の「東アジア共同体」論の提案について、野田首相は、日米同盟を軽視するものとして反対している。そして、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦を評価し、普天間の辺野古移設など日米合意を積極的に推進しようとしている。日米同盟は、アジア太平洋の地域安全保障の「国際公共財」としても位置づけられているのである。

第二は、憲法九条の形骸化である。野田首相と同様、日米同盟強化論に立つ民主党政調会長の前原議員は、訪米して、普天間の辺野古移設、武器輸出三原則の緩和、PKO五原則（武器使用基準）の緩和などを公言したが、野田政権による、紛争地域にある南スークランPKO派遣の新たな決定は、PKO五原則の緩和の実績づくりを意図するものである。前原議員の提案は、二〇一〇年八月に菅首相に対し諮問機関から提出された「新安保防衛懇報告書」（専守防衛を超える集団的自衛権行使の部分的容認）にみられるものであるが、野田首相も、著書・論文等では、集団的自衛権行使や自衛隊恒久派兵法の容認、憲法九条改正（新憲法制定）の持論を述べている。

第三は、改憲手続きの準備である。憲法改正国民投票法や改憲原案を審議する国会の憲法審査会規程はすでに制

定されていて、民主党が消極的であつたため、憲法審査会は運用されることはなかつた。しかし、衆参ねじれ国会をスマーズに運営するため、民主党のイニシアチブのもとで民主・自民・公明党などの賛成多数により、二〇一一年一〇月二〇日に衆参本会議において、憲法審査会委員の選出が強行された。憲法審査会が始動することになれば、自民と民主の二大保守政党によつて改憲作業が進行することもありうる。さらに、民主党は衆議院議員の比例定数一八〇のうち八〇削減を提案しているが、野田首相は比例代表を全廃し小選挙区三〇〇だけにするのが持論である。もしそれが現実化すると、議員経費のムダづかいの見直しという名目のもとに、少数野党の護憲政党議員がいなくなり、改憲が容易になる恐れもある。

第四は、右の第三で指摘したことと関連するが、野田政権のもとで、松下政経塾の安全保障と改憲論が体現される危険性である。現民主党政権の方針を決定するキーマンである前原政調会長と野田首相は、いずれも松下政経塾出身であり、同塾の「日米次世代会議」が提言した報告書『日米同盟試練の時』（二〇〇八年）のプロジェクト委員と賛同者である。この報告書には、東アジア共同体よりも日米同盟基軸のアジア太平洋共同体を重視する観点から、集団的自衛権行使の容認、恒久派兵法の整備、憲法九条二項の改正、アメリカの「核の傘」の維持、非核三原則の「核を持ち込ませず」の修正といった政策提言がなされている。野田首相や前原議員の発言は、当該報告書の提言に沿つてなされていることは明らかである。この点は、注視しておく必要がある。

第五は、原発の推進である。民主党政権は当初原発輸出を含む原発推進の立場にあつたが、二〇一一年三月の福島原発事故に直面し、退陣直前の菅首相は脱原発による新エネルギー政策論に転換した。しかし、それは民主党内や支配層に支持されず、結局、野田首相は原発輸出と原子力の平和利用を継続する方針をとつてゐる。しかも、原発を新興国が求める限り輸出するのが震災後の日本の「新しい国際貢献」として正当化しているが、福島原発事故

の復旧や原発の安全性の目処がない中での野田首相の見解は、きわめて無責任といえる。なお、福島原発事故を契機に、核の軍事利用（核武装）だけでなく平和利用（原発利用）についても、平和憲法と基本的人権の観点から、その憲法問題（違憲性）を検討する必要があつた（本書第七章の五で簡単に言及）。

さて、本書は、以上のような憲法状況を念頭において、それに対する間接的ないし直接的な批判・検討を意図する諸論文を収録しているが、以下において、本書の構成や特色について述べることにする。

本書における平和主義研究の視点や目標は前著と基本的に変わらないが、本書には、①前著で扱ったテーマを現時点で再整理・検討した論文（自衛隊海外派兵法や自治体平和政策に関する論文）、②前著で扱ったテーマをより詳細に考察した論文（非武装永世中立関連の論文）、③前著では簡単にしか言及されていないが、本書で新たに章（テーマ）を設けて考察した論文（北東アジアの安全保障や、武力紛争際の文化財保護などに関する論文）を収録している。

本書の第一部は第一章から第三章で、第二部は第四章から第八章で構成されているが、まず、「平和憲法と永世中立」と題する第一部は、本書の基本的立脚点と特色を示すところであり、かつ、第二部で扱う政府の現実的な安全保障政策を批判する視座を与えるものである。日本の平和憲法の安全保障政策は非武装永世中立の觀点からなされるべきだという筆者の提唱（憲法九条は実質的な「非武装永世中立」規定と解されるという説）に説得力を与えるために、第二章では中立国コスタリカの憲法と平和主義を、第三章では、日本における非武装永世中立論を田畠忍の説に即して考察する。第一章は、それら的前提として、永世中立論の意義や現代永世中立國の安全保障政策を検討する。

次に、「平和憲法と国際的および地域的安全保障」と題する第一部は、①自衛隊海外派兵などに関する国際的安全保障論の問題を、平和憲法の観点から検討する部分と、②北東アジアにかかる地域的安全保障や日本国内の

自治体にかかる地域的安全保障の問題を、平和憲法の観点から検討する部分から構成されているが、①に関する個所は、第四章と第五章である。②に関する個所は、第六章、第七章、第八章である。いずれの論文も、政府や自治体の現実的な安全保障や平和政策の問題点を批判するだけでなく、代替的な平和政策の提言を試みている。要するに、本書は、日本の平和憲法と永世中立の原理を活かして、これまでの安全保障（概念、制度、政策）を脱構築し、新たな平和創造を試みるものである。本書が『平和憲法と永世中立——安全保障の脱構築と平和創造』というタイトルをついているのは、このような趣旨からである。

本書の論文のいくつかは、自衛隊海外派兵関係の論文などを除くと、憲法や国際法などの研究者がほとんど論及していないテーマを扱っているだけに、読者の批判的な論評を乞いたいと思っている。

なお、各章の元になっている初出論文一覧は次の通りである。

【初出論文一覧】

はしがき 書き下ろし

第一章 「永世中立構想による安全保障政策」（深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会、二〇〇八年一二月）

「非武装永世中立の理念を内包する憲法九条の世界化をめざして」（『法と民主主義』二〇〇八年五月号）
第一章 「コスタリカの憲法と平和主義——歴史と概要」（『大阪経済法科大学法学論集』六九号、二〇一一年三月）

第三章 「田畠忍博士の憲法九条世界化論および非武装永世中立論——その特色と今日的意義」（『大阪経済法科大学法学研究』所紀要四二号、二〇〇八年三月）

第四章 「国際社会への貢献」と平和主義——自衛隊海外派兵と憲法九条改正のための『国際貢献論』の検討」（『法律時報』二〇〇七年七月号）

第五章 「新たな自衛隊海外派兵法制定の動向——海賊対処法と恒久派兵法案の検討」（『大阪経済法科大学法学論集』六八号、二〇一〇年三月）

「最近の改憲動向と恒久派兵法」（『社会評論』一五四号、二〇〇八年七月）

第六章 「北東アジアの安全保障と日本の平和憲法」（藤本和貴夫・宋在穆編『21世紀の東アジア——平和・安定・共生』大阪経済法科大学出版部、二〇一〇年三月）

第七章 「国際安全保障における自治体平和政策の意義と再検討」（大津浩編『地方自治の憲法理論の新展開』敬文堂、二〇一一年四月）

第八章 「武力紛争の際の文化財保護条約（ハーグ条約）とその国内的活用——日本国憲法九条に基づく非戦・非武装地域実現のために」（『大阪経済法科大学法学研究所紀要』四一号、二〇〇七年三月）

最後に、本書の出版にあたり、法律文化社の小西英央さんにお世話になり、感謝申し上げる次第である。

また、本書の出版は、大阪経済法科大学の経法学会からの出版助成金による刊行であることを付記しておく。

二〇一一年一月三十日

澤野 義一